

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

習志野市長 宮本 泰介

市町村名 (市町村コード)	習志野市 (12216)	
地域名 (地域内農業集落名)	鷺沼台・藤崎地区、屋敷・実靱本郷地区、実靱三丁目地区 (鷺沼集落、藤崎集落、屋敷集落、実靱集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業経営体(販売農家)数が2000年の186戸から、2020年には63戸に減少している。基幹的農業従事者数をみても60歳未満の経営体は22戸にとどまっており、高齢化が進行している(農林業センサス)。
 ・作物は、露地野菜を主体とした畑作が広く行われており、春夏にんじんの指定産地であるが、農地の減少に加えて、高齢化による重量野菜の敬遠等によりにんじんの収穫量は年々減少している。
 ・相続や高齢化による農用地の管理不全が進んでおり、①農業を担う者の確保、②新たな作物の導入、③都市近郊立地を活かした新たな売り先の確保、④農地の保全等の必要性が生じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

①農業を担う者の確保として、農地所有者情報の把握及び貸借制度の周知による他集落を含めた若手農業者への集約、農福連携、定年後を見据えた方々を含めた新規就農者へのサポート体制を充実させる。
 ②新たな作物の導入(高収益作物や薬用作物の栽培等)を検討する。
 ③都市近郊立地を活かし、少量多品種栽培への移行も検討する。
 ④農地の保全については、市民農園としての農地の活用なども検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地所有者及び農業を担う者より目標地図への位置付け希望があった農地を区域内とする。34.94haある農振農用地区域については農業上の利用が行われることを基本としつつ、周辺地域も保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

